

平成24年度水質測定計画について（概要）

平成24年1月10日
水・大気環境課

第1 公共用水域水質測定計画

1 計画策定に当たっての基本的な考え方について

(1) 目的

公共用水域水質測定計画（以下、「計画」という。）は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、県内の公共用水域（河川、湖沼及び海域）の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定について、必要な事項を定めるものである。

計画は、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」及び「水質モニタリング方式効率化指針」に基づき作成した。

(2) 対象水域及び測定地点

対象水域及び測定地点は、水質汚濁に係る環境基準の水域類型のある水域の環境基準点、補助点及びその他必要な水域の監視点とし、原則として前年度の計画と同一とする。

ただし、環境基準類型指定のない支川の全21地点（各年7地点×3か年）については、平成21年度計画から3か年で測定地点を一巡するローリング調査を導入していることから、対象地点を順送りして対応している。

また、原子力災害対策特別措置法に基づく警戒区域内にある調査地点（河川10地点、海域4地点）については、平成24年度は測定しないこととする。

(3) 測定項目

測定項目は、水質汚濁に係る環境基準に基づく健康項目（カドミウムなど27項目）、生活環境項目（BODなど10項目）及びその他の項目とする。

(4) 測定回数

測定回数は下記を基本とし、測定地点毎に水域状況等を踏まえ一部変更する。

ア 環境基準点又は補助点

(ア) 河川は、年12回（毎月1回）を基本とする。

(イ) 湖沼は、毎月1回を基本とする。（自然条件により調査が不可能な期間を除く。）

(ウ) 海域は、年6回の等間隔の調査を基本とする。（ただし、松川浦は、ノリの養殖等が行われている特殊な海域環境を考慮して、年12回とする。）

イ その他の監視点

四半期毎に1回程度を基本とする。

(5) その他の調査

要監視項目（トランス-1, 2-ジクロロエチレンなど28項目）及びトリハロメタン生成能の補足調査を実施する。

イ 測定項目、測定回数の変更

実施機関	連番号	水域名 (測定地点)	変更内容	理由
郡山市	79	笹原川 (新橋)	生活環境項目 (年6回及び2回) 健康項目 (年6回、2回及び1回) その他の項目 (年6回及び2回)	平成23年度までは福島河川 国道事務所で調査を実施して いたが、平成24年度は休止の ため郡山市で実施する。 (生活環境項目) 上流部及び周辺に住宅等が多 く点在し、生活排水の影響を引 き続き監視するため。ただし、 笹原川は水質環境基準の水域 類型の未指定河川であるため、 従来年12回及び4回測定は、 年6回及び2回に変更すること とする。 (健康項目及びその他の項目) 上流部及び周辺に事業場も多 く点在し、事業場排水の影響を 監視する必要があるため追加 する。
福島県	32	大江川 (尾瀬沼流 入前 の橋)	年5回 (6、7、8、9、10月) →年2回(6、8月)	平成21年度までは、人為的汚 染を監視するため長蔵小屋南 西約250m地点で調査して いたが、パイプラインの整備に より人為的汚染がなくなった ため調査対象外とした。その代 りに平成22年度からは、自然 的汚染を監視するため大江川 の調査回数を2回から5回と していたところであるが、年間 を通して変動がなく環境基準 の設定もないことから、平成2 1年度までの実施回数であつ た年2回に見直すこととする。

ウ 水質汚濁に係る環境基準の変更

項目	変更内容	理由
カドミウム	(基準値) 0.01mg/L以下→0.003mg/L以下 (報告下限値) 0.001mg/L以下→0.0003mg/L以下 (有効数字最小の位) 3桁→4桁	水質汚濁に係る環境基準が改正され たことに伴う変更。(最終改正：平成 23年10月27日環境省告示第94号)

第2 地下水の水質測定計画

1 計画策定に当たっての基本的な考え方について

(1) 目的

地下水の水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、県内の地下水の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定について必要な事項を定めるものである。

(2) 調査の種類

ア 概況調査

地域の全体的な地下水の状況を把握するために実施する調査

(ア) ローリング方式

県内を概ね10kmメッシュに区分(全113区分)して、各メッシュから井戸を選定し、順送り(ローリング方式)により5年程度のサイクルで全メッシュを実施する調査

(イ) 定点方式

有害物質を使用又は製造している工場・事業場等における汚染の可能性が高い地域、若しくは、汚染を予防する必要性が高い地域の井戸を選定し実施する調査

イ 汚染井戸周辺地区調査

概況調査により新たに環境基準を超える汚染が判明した場合、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する調査

ウ 継続監視調査

汚染地域において、汚染の動向と浄化対策による改善効果の確認などをするために経年的に実施する調査

(3) 測定地点

ア 測定地点

(ア) 概況調査(ローリング方式)

未把握の地下水汚染を発見することを目的として、県内を概ね10kmメッシュに区分して、各メッシュから原則1か所の井戸を選定する。各メッシュでは未調査の井戸、前回と異なる深度の井戸を優先的に選定する。

(イ) 概況調査(定点方式)

有害物質を使用又は製造している工場・事業場等における汚染の可能性が高い地域、若しくは、汚染を予防する必要性が高い地域の井戸を選定し調査する。

(ウ) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等の結果、新たに環境基準を超過した場合には、汚染範囲が確認できるように選定して調査する。

(エ) 継続監視調査

環境基準を超過して汚染井戸周辺地区調査を実施した地区内の井戸を経年的なモニタリング地点として選定し、継続的な監視を行う。ただし、原子力災害対策特別措置法に基づく

計画的避難区域にあり所有者の協力を得ることが困難である調査地点（継続監視調査の2地点、9項目）については、平成24年度は測定しないこととする。

イ 測定項目

(ア) 概況調査（ローリング方式）

未把握の地下水汚染の発見を目的とするため、地下水の水質汚濁に係る環境基準項目の全項目とする。

(イ) 概況調査（定点方式）

測定項目は、環境基準項目のうち、測定井戸の周辺の状況等に応じて適宜、選定する。

(ウ) 汚染井戸周辺地区調査

測定項目は、環境基準を超えた項目及び環境基準超過の可能性が高い項目とする。

(エ) 継続監視調査

測定項目は、汚染の認められた項目及び汚染の可能性が高い項目とする。

(4) 測定回数

調査地点（井戸）における概況調査及び継続監視調査の測定回数は、年1回以上とする。

2 地下水の水質測定計画（案）の概要

(1) 概況調査（ローリング方式）

- ア 測定地点数 27メッシュ・27地点
- イ 測定項目 地下水の水質汚濁に係る環境基準項目（28項目）

(2) 概況調査（定点方式）

- ア 測定地点数 33地点
- イ 測定項目 環境基準項目のうち測定井戸の周辺の状況等に応じて選定

(3) 継続監視調査

ア 測定地点数

（平成23年度との相違点）

- ① 3年間連続して環境基準以下等のため調査井戸を削減したもの
9地点（調査終了地区 9地区）
- ② 地下水汚染が判明したため新たに追加するもの
8地点

（平成23年度地点数） （削減地点数） （追加地点数） （平成24年度地点数）

186地点 - 9地点 + 8地点 = 185地点

イ 測定項目

汚染の認められた項目を基本として、測定井戸の周辺の状況等に応じて選定する。

(4) 汚染井戸周辺地区調査

平成24年度の上記（1）から（3）の調査の結果等により、新たに環境基準を超える汚染が判明した場合には、その汚染範囲を確認するために周辺井戸調査を行うこととしており、現時点では調査地点等は計上していない。

(5) その他の変更点

地下水の水質汚濁に係る環境基準（地下水の汚染の有無の判断基準）について、以下のとおり変更する。

項目	変更内容	理由
カドミウム	（基準値） 0.01mg/L以下→0.003mg/L以下 （報告下限値） 0.001mg/L以下→0.0003mg/l以下 （有効数字最小の位） 3桁→4桁	水質汚濁に係る環境基準が改正されたことに伴う変更。（最終改正：平成23年10月27日環境省告示第95号）

地下水測定地点数等総括表

区分		測定地点数			測定項目数		
		H 2 3	H 2 4	増減	H 2 3	H 2 4	増減
概況 調査	ローリング	2 7	2 7	0	7 2 9	7 2 9	0
	定点	3 3	3 3	0	3 6 5	2 2 7	- 1 3 8
継続監視調査		1 8 6	1 8 5	- 1	9 9 7	9 8 4	- 1 3
合計		2 4 6	2 4 5	- 1	2, 0 9 1	1, 9 4 0	- 1 5 1

※平成24年度の継続監視調査の185地点、984項目のうち、原子力災害対策特別措置法に基づく計画的避難区域にあり所有者の協力を得ることが困難である調査地点（継続監視調査の2地点、9項目）については、平成24年度は測定しないこととする。